



第44号様式（第38条関係）

30武都ま第79号

平成30年5月18日

武蔵野市長 殿

武蔵野市まちづくり委員会委員長



調整会報告書

武蔵野市まちづくり条例第63条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

開発事業の名称	武蔵野赤十字病院施設整備事業（改築・改修工事）	
開発区域 の場所	地名地番 住居表示	武蔵野市境南町1丁目10番2他 武蔵野市境南町1丁目26番以下未定
調整会の開催の経緯	平成30年3月9日付けで武蔵野市長から調整会の開催の要請があったため	
	委員	作山康委員長、野口和雄副委員長、山内章委員、阿部伸太委員
出席者	関係人	<p>1 調整会開催請求者 [REDACTED] 他11名</p> <p>出席 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] (代理人)； [REDACTED]</p> <p>2 開発事業者 武蔵野赤十字病院 院長 泉並木</p> <p>出席 代理人 武蔵野赤十字病院 [REDACTED] 株式会社久米設計 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]</p>
	議事要旨	別紙のとおり
整理又は調整事項	別紙のとおり	
本委員会の意見	一	
備考	<p>1 開催日時 平成30年4月12日(木曜日) 午後6時30分から午後9時10分まで</p> <p>2 開催場所 武蔵野総合体育館 3階 大会議室</p>	

## 1 調整会の開催請求理由

- (1) 救急車の出入口を西側に設置できない理由として、現況の混雑度について西側道路が 0.47、北側道路が 0.175 であることを根拠に安全性の違いをあげている。しかし、西側道路も渋滞が起こらない混雑度 1.0 を大幅に下回っている。安全性を考慮し、より交通量の少ない北側に設置したいというほど西側道路は混雑していないと考えられるため、補足説明をしてほしい。
- (2) 西側道路の見通しの悪さの原因が樹木であるならば、歩行者の視認を妨げる歩道中央のヒマラヤスギを伐採することについて、行政と協議することができないかについて補足説明してほしい。併せて 2016 年 6 月時点では血液センター南に出入口が設定されていたが、当時はどのような対応だったのか、補足説明してほしい。
- (3) 小学校の通学路である北側歩道の安全性を考慮し、出入口を西側道路に設置できないかを、引き続き検討してほしい。
- (4) 新棟建設後には救急車の受け入れ台数の増加が見込まれる。救急車のサイレン音などで日常生活、特に夜間の安眠を妨げられる状況は受け入れがたい。見解書には「安全が確認でき次第、速やかにサイレンを切るようにお願いをする」との記載があるが、曖昧な説明である。どこでサイレン音を切ることができるのでイメージできないので、具体的に示してほしい。

## 2 議事の要旨

- (1) 調整会における開催請求者の意見、主張等

ア 救急車のサイレン音と出入口の位置について

(ア) 救急車の出入口が計画されている北側は第一種低層住居専用地域であり、防音性能が低い戸建ての木造住宅を中心である。それに対して西側は第一種中高層住居専用地域であり、庭等は南側に配置されるため東側の道路に面して開口が設けられているわけではない。本計画地北側の静かな生活環境を脅かしてまで北側に出入口を設けることが納得できないため、改めて西側への移動をお願いしたい。

(イ) 北側道路にはサービス車両と救急車の出入口が 2 か所計画されている。工事中はガードマンがいると思うが、工事が終わってガードマンがいなくなったらときに、通学路である北側道路を通る小学生の安全が守れるのか不安である。それを考えると、救急車の出

入口を西側に移動し、出入口を1つにしてほしい。

- (ウ)近隣の救命救急センターなどの事例を調べたが、一般車両と救急車の出入口が同一面に設けられていた病院や、本計画地の西側と同様に街路樹が並んでいる道路に面して出入口が設けられている病院があった。開発事業者は「西側の見通しの悪さ」や「一般車両と救急車の出入口を分けたいこと」を理由に北側に救急車の出入口を計画しているが、他の事例を踏まえると開発事業者の説明には納得できない。
- (エ)交通量調査において西側も混雑していないという結果であるにも関わらず、西側の交通量がより多いことを理由に北側に出入口を計画することについて疑問を感じるので補足説明してほしい。
- (オ)西側に出入口を設けられない理由が樹木による見通しの悪さなのであれば、伐採することについて市と話し合ってほしい。
- (カ)救急車両がサイレンを鳴らさずに事故を起こした場合、重大な責任問題になってしまう。開発事業者は「消防署に対して速やかにサイレンを切るよう申し入れを行う」と説明しているが、消防署はそのような要請は受けないと思われる。
- (キ)仮に出入口を北側に設ける場合、サイレンの音はどこで切ることができのか説明してほしい。
- (ク)近くに住んでいる者として、病院の西側の道路を救急車がよく通っていると思われる。出入口を北側に作ると曲がる回数が多くなり、また現在一車線である武蔵境通りを通ることになるため、より時間がかかるてしまうのではないか。
- (ケ)単純に比較すれば北側の方が作りやすいというのはわかるが、それほど単純な問題ではない。北側と西側の2か所に出入口を作れば一ヶ所当たりの救急車の量は減るのでありがたい。出入口の制御については開発事業者が努力すべきでないか。
- (コ)他の病院では出入口を2か所設けている例もあるが、なぜ1か所でなければならないのか。

#### イ その他（調整会の請求内容以外の事項）

- (ア)エネルギー棟の騒音について、市の基準とそれによる騒音の度合いがわかりにくいので説明してほしい。
- (イ)病棟から自宅が丸見えであるため、建物の角度を変えることで視線を逸らしてほしい。また、視線を遮るために植栽を計画してほしい。

## (2) 事業者の回答

### ア 救急車のサイレン音と出入口の位置について

- (ア) 救急車の事故は意外と多いと聞いている。そのようなことからも、本計画にはできるだけ安全性の高い道に面して出入口を設けるという設計の趣旨がある。北側の道路は約11メートルの幅員で両側に大きな歩道があるのに対し、西側は約7メートルの幅員で片面しか歩道がない。以上のように道路の大きさが全然違うので安全性から北側が望ましいと考えている。
- (イ) 樹木があるから西側に入り口を作れないとは言っていない。武蔵野市と協議すれば伐採もできると認識している。広幅員による見通しと安全性という観点から北側にしたい。
- (ウ) 交通量についても西側より北側の方がやはり混雑度は少ない。一分一秒を争う緊急搬送において、できるだけ車の少ない方に入出入口を設置したい。
- (エ) 消防署の方と実際に救急車を運転される方からは「救急車が緊急走行する際、道路交通法に則ってサイレンと赤色灯を使うが、救急病院の近隣住民の方に対しては相当配慮している」と聞いている。具体的にはサイレンは「大」と「標準」の2種類があるが「大」はほとんど使わず、救急病院の進入口に近づいて最終的な安全確認ができたら、病院に到着したことと見なしてサイレンは消すとのことである。なお、本計画において北側に進入口を設けた場合、「敷地の北西及び北東の交差点を過ぎて安全確認がとれたら、サイレンを消すことが可能だ」という回答だった。前回の調整会で委員長から「北側に入出入口を設けた方がサイレンを止める機会が増えるのではないか」というコメントがあったと思うが、それについても「そのとおり」とのことであった。さらに、西側と北側どちらが望ましいか聞いたところ、「個人的な意見であるが、見通しなどを考慮すれば北側の方が望ましい」という回答もあった。なお、戸建て住宅に対して特段の配慮は行うといったコメントはなかった。
- (オ) 救急隊がどこの住所から搬送したのかはわかるが、どの道を通ってきたのかはわからないため、出入口の位置の検討にあたって搬送経路に関する検証はできない。
- (カ) 仮に北側から西側に入出入口を移動させた場合には、西側の人たちと相当もめると思われる所以、簡単には変更できない。
- (キ) 音と風の問題に対してある程度大きな樹木を設置することで、特

に北側については配慮していきたい。

(ク)他の病院施設の事例は道路状況等それぞれ異なるので、他の事例との単純な比較はできない。救急車の出入口はできるだけ一つにするのが鉄則であり、仮に2か所の出入口を設けた場合、道路が狭い西側に出入口があることによる混乱を招くことになる。そのため、広い道路から入れた方が安全であることが明確であるため、北側を入口とする計画を変えてこなかった。

#### イ その他（調整会の請求内容以外の事項）

- (ア)エネルギー棟の騒音について、「何デシベル」がわからないというのは当然であるが、市の条例は厳しい基準であり、「できれば守る」ではなく、「必ず守る」ものであることは理解してほしい。なお、エネルギー棟については、過去のやり取りを踏まえ5メートル程高さを下げた経緯があることを付け加えたい。
- (イ)病棟から自宅が見えるということについては、新棟の軸を他の建物とずらすことで視線が対面で合わないように設計上の配慮している。建物の角度を変えても違うところが見えるので、更なる対応は難しい。

### 3 整理文は調整事項

調整会開催請求者及び開発事業者双方の主張並びに調整委員との意見交換を経て、以下の点について双方の同意を得た。なお、調整会は今回をもって終了とする。

- (1) 救急車の出入口を西側に配置すること、又は北側と西側の2か所に配置することについて、開発事業者からは「仮に地元で調整可能であれば西側にもう一つ出入口を作る検討の余地はある」との見解があった。しかし、調整会請求者から「それはできない」という回答もあり、更に事業者から、最終的には、道路の幅員の観点からの安全性、交通量の混雑の差、救急車の入り口は原則1つであるべきこと等の理由から「救急車の入り口の変更は検討しない」との確定的な回答があったため、双方の歩み寄りが見られないと判断し、これ以上の調整は困難であること。
- (2) 開発事業者からの北側の住宅に対する何らかの防音工事の支援については「範囲の限定が困難であることからできない」との回答があったが、北側に高木を配置することで緩和を図る旨の説明があった。しかし、調整会請求者からは、出入口を西側に設けることのみを求められており、

双方の歩み寄りが見られないため、これ以上の調整は困難であること。

以 上